

川西市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川西市長 越 田 謙 治 郎

川西市規則第 28 号

川西市事務分掌規則の一部を改正する規則

川西市事務分掌規則（昭和 42 年川西市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表市長公室の部中

「	
	市制 70 周年記念事業事務局
」	

を削り、同表都市政策部の部を次のように改める。

都市政策部	都市政策課
	建築指導課
	住宅政策課
	資産活用課
	施設マネジメント課

第 3 条の表資産マネジメント部の部を削る。

第 4 条第 1 項の表中「（市制 70 周年記念事業事務局にあっては、市制 70 周年記念事業事務局長）」及び「（市制 70 周年記念事業事務局にあっては、市制 70 周年記念事業事務局長補佐）」を削る。

第 7 条市長公室市制 70 周年記念事業事務局の項を削り、同条市長公室人権推進多文化共生課の項中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とし、同条企画財政部企画政策課の項中第 14 号を第 15 号とし、第 13 号を第 14 号とし、第 12 号の次に次の 1 号を加える。

(13) 組織及び定数の管理に関すること。

第 7 条企画財政部財政課の項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 11 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条市民環境部市民課の項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号から第 13 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条市民環境部文化・観光・スポーツ課の項中第 15 号を第 16 号とし、第 14 号を第 15 号とし、第 13 号の次に次の 1 号

を加える。

(14) 川西市黒川里山センターに関すること。

第7条市民環境部生涯学習課の項中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号を第12号とし、同条美化衛生部美化推進課の項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を11号とし、第13号を第12号とし、同条美化衛生部衛生管理課の項第4号中「（他部課に属するものを除く。）」を削り、同条福祉部地域福祉課の項中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、第17号を第16号とし、同号の次に次の1号を加える。

(17) 孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）に係る総合調整に関すること。

第7条こども未来部こども政策課の項中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 青少年支援施策の推進に関すること。

(9) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）に係る総合調整に関すること。

第7条こども未来部こども若者相談センターの項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同条都市政策部の項を次のように改める。

都市政策部

都市政策課

- (1) まちづくり事業の企画調整に関すること。
- (2) 部に属する工事等の施行手続に関すること。
- (3) 部に属する補助事業等の申請に関すること。
- (4) 市街地開発事業に関すること。
- (5) 全国市町村再開発連絡協議会に関すること。
- (6) 住環境整備事業（住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）に基づく事業を含む。）に関すること。
- (7) 航空機騒音対策に関すること。
- (8) 航空機騒音に係る移転補償跡地及び暫定緑地等を活用した空港周辺のまちづくり（他部課に属するものを除く。）に関すること。
- (9) 共同利用施設の管理運営に関すること。
- (10) 民家防音工事に係る空調機器更新等助成事業に関すること。

- (11) 都市計画に係る調査及び研究並びに総合調整に関すること。
- (12) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第1章から第3章までに規定する事務に関すること。
- (13) 市街化区域及び市街化調整区域に関すること。
- (14) 用途地域等を定めることに関すること。
- (15) 都市計画に係る指導及び啓発に関すること。
- (16) 景観法（平成16年法律第110号）に関すること。
- (17) 駐車場法（昭和32年法律第106号）第4章に規定する事務に関すること。
- (18) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）（他部課に属するものを除く。）に関すること。
- (19) 屋外広告物に関すること。
- (20) 部内の総合調整に関すること。
- (21) 阪神間都市計画事業中央北地区特定土地地区画整理事業に関すること。
- (22) 部並びに課、建築指導課及び住宅政策課の庶務（各課に属するものを除く。）に関すること。

建築指導課

- (1) 建築に係る相談及び指導に関すること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づく建築確認申請の審査及び道路判定等に関すること。
- (3) 指定確認検査機関業務に係る調査書作成等に関すること。
- (4) 川西市建築審査会に関すること。
- (5) 川西市地区計画の区域内における建築物の制限に関すること。
- (6) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく指導、助言及び届出に関すること。
- (7) 福祉のまちづくり条例（平成4年兵庫県条例第37号）に基づく建築物の審査及び検査に関すること。
- (8) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく耐震診断及び耐震改修の認定等（住宅政策課に属するものを除く。）に関すること。
- (9) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づく特定建築物等の審査及び検査に関すること。

- (10) 環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）の建築物環境性能評価に関すること。
- (11) 建築動態統計調査に関すること。
- (12) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく優良住宅の認定に関すること。
- (13) 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等（住宅政策課に属するものを除く。）に関すること。
- (14) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく適合性判定、届出及び認定に関すること。
- (15) マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）に基づく除却の必要性に係る認定及び容積率の許可に関すること。
- (16) 開発行為等指導要綱による行政指導に関すること。
- (17) 開発行為等に伴う関係部課との調整に関すること。
- (18) 開発行為等により設置された公共施設及びその用に供される土地の帰属に関する調整に関すること。
- (19) 開発行為等に係る技術指導（他部課に属するものを除く。）に関すること。
- (20) 開発行為等に係る治水砂防事業（道路整備課に属するものを除く。）に関すること。
- (21) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発許可、建築許可に関すること。
- (22) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく工事許可等に関すること。
- (23) 旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）に基づく許可等に関すること。
- (24) 兵庫県開発審査会に対する案件付議に関すること。
- (25) 租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関すること。
- (26) 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法（昭和63年法律第47号）に規定する事務に関すること。
- (27) 建築基準法の規定に基づく道路の指定に関すること。
- (28) 太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成29年兵庫県条例第14号）に基づく書類の受理に関すること。

- (29) 違反の指導及び措置に関すること。
- (30) 建築基準法及び都市計画法に関する統計調査等の照会、回答、閲覧並びに建築基準法、都市計画法及び宅地造成及び特定盛土等規制法に関する証明書、図面等の謄本又は抄本の交付に関すること

住宅政策課

- (1) 住宅政策の企画調整及び施策の推進に関すること。
- (2) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に関すること。
- (3) 住宅の耐震診断及び耐震改修の補助金等の交付に関すること。
- (4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に基づく長期優良住宅建築等計画の認定に関すること。
- (5) 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（住宅に関するものに限る。）に関すること。
- (6) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）に基づく地域福利増進事業の調整に関すること。
- (7) マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）に基づく管理計画の認定及び管理適正化の推進に関すること。
- (8) 市営住宅等の供給計画及び公的住宅対策（他課に属するものを除く。）に関すること。
- (9) 市営住宅、改良住宅及び再開発住宅の管理に関すること。
- (10) 課に属する使用料等の歳入に係る庶務に関すること。

資産活用課

- (1) 公共施設等の有効活用（再編検討を含む。）に関すること。
- (2) 公有財産（他部課に属するものを除く。）に関すること。
- (3) 市の境域（市有地に係る土地境界明示及び測量並びに市境界の確認に限る。）に関すること。
- (4) 用地の先行取得事業（他部課に属するものを除く。）に関すること。
- (5) 川西市土地開発公社に関すること。
- (6) 課の庶務に関すること。

施設マネジメント課

- (1) 公共施設等総合管理計画の推進に関すること。

- (2) P F I 事業の総合調整に関する事。
- (3) 課に属する工事等の施行手続に関する事。
- (4) 課に属する補助事業等の申請に関する事。
- (5) 市設及び市有建築物の設計及び施工監理に関する事。
- (6) 市有建築物の維持管理工事、修繕及び技術指導に関する事。
- (7) 学校園所施設（保育所を除く。）の営繕計画の作成及びその実施等の補助執行に関する事。
- (8) 課の庶務に関する事。

第7条資産マネジメント部の項を削る。

別表第1福祉部地域福祉課の部を次のように改める。

福祉部地域福祉課	養護老人ホーム（満寿荘）	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項第3号及び第11条第1項第1号の措置を受けた者の入所及び養護に関する事。
----------	--------------	--

別表第2中

「

郷土館	館長	課長補佐
-----	----	------

」

を

「

郷土館	館長	主事
-----	----	----

」

に改める。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。